

日本産業衛生協會の主旨並に現況

特 251
484

和
九
年
七
月



始



特251
484

日本産業衛生協會の主旨並に現況



- 一、本協會の主旨と目的
- 二、本協會創立の由來
- 三、會員並に役員
- 四、過去六年間に於ける本協會の事業
- 五、本協會の國際的地位
- 六、本協會討論事項
- 七、本協會總會に於ける講演並に報告
- 八、本協會の出版物
- 九、本協會規則

一、本協會の主旨と目的

本協會は産業衛生學及其の實際的應用に關係ある諸方面に於て活動してゐる専門的研究者、産業團體所屬の醫師、官公吏、工場管理者、勞務管理者等が、互に相協同して、わが國の産業衛生學の進歩とその實際的應用の促進を計り、以てわが邦産業悠久の繁榮の確保をその目的としてゐる。



産業衛生からの指導原理の樹立が産業界の人的要素の向上発展に頗る重要な役割を有することは言を要しない。最近のわが産業界は漸次軽工業より重工業へ、粗工業より精密工業へと本質的な而も急角度の発展をなしつつあり、この情勢は産業衛生上にも種々の問題を投げ與へ、今や産業衛生界は漸次多事である。而も産業に於ける人的要素の問題は、その大部分が産業衛生の問題に歸屬するものであることは識者の既に知るところである。本協會はこの國家的並に國際的情勢に對應してわが産業界に確乎たる指導的原理を樹立せんがために會員相互の協力によりて、わが産業に和平と繁榮とを廣さむとするものである。

二、本協會創立の由來

前項のべた如き主旨のもとに、昭和四年一月暉峻義等氏は發起人を代表して次の如き勸誘状を産業界一般の識者に配布したのである。

謹啓 時下酷寒の候益々御清榮の事と奉賀候。陳者近時に於けるわが産業の進展は誠に眼ざましきもの有之、その日進月歩の情勢はうたた感慨に堪へざる次第に御座候。然るところ産業に於ける醫事衛生、労働者の健康保持並にその増進は將來の産業的進歩の基調をなすものに有之候事は既に識者の注目し、重要視するところなるも、労働者の健康保持並にその増進、或は産業に於ける能率増進の基調としての健康に關する實際的指導原理に至つては現在のところ、微々として尙頗る遺憾なる状態に有之而も産業の一般的勃興に伴うて、その指導原理の樹立は各方面より著しく要望せられつつあるにもかかはらず、未だ混沌たる状態に有之

候事は誠に御同様遺憾に存するところに御座候。

かくの如き現下の状態のもとに於てはただひたすらに各分野に於てその職責を分擔せる個人が深き思慮と熱心とを以てその局に當ることは勿論緊要なる事と存じ候得共、他方各方面の同業同志の協調により、科學的調査研究の基礎に立ちて系統的に又組織的に熟議行動いたすことは誠に必要なる事項に有之且つ一層効果多きことと存する次第に御座候。こゝに吾等相計り産業衛生に關する事項を懇談的に協議する會合を開催致し、産業の各方面に活動せらるる諸賢と腹藏なき意見の交換を爲すとともに、その會合懇談の結果を最も有効且つ有意義ならしむることに努め、以てわが産業の一般的進歩促進の事業に相共に參加致し度く、甚だ潛越とは存じ乍らこゝにこの會を發起致し候次第に御座候。願くば偏に關係諸賢の御熱心なる御賛同と御援助とを得たく此段貴意を得候 敬具

昭和四年一月 日

倉敷労働科學研究所長

發起人總代 暉 峻 義 等

創立總會は倉敷市で開催された。幸にも此主旨に賛同して、全國より參集したものの八十七名に上つた。これ實に昭和四年二月十日のことである。狭苦しい會場に意氣旺なる發會式が擧げられ次で同じ會場に於て引續いて第一回總會が開催された。かくて會則並に役員の決定あり茲に愈々産業衛生協議會の成立をみたのである。其後會名は日本産業衛生協會 (The Japanese Association of Industrial Hygiene) と改稱された (昭和七年十一月)。會員は最初百名に満たない數であつたが、其後逐年増加して昭和九年六月現在では二百名を數ふるに至つた。茲に本協會の基礎は成り、今や將に本來の使命に向つて有意義なる活動を開始すべき時機の到來を思はしめるのである。昨年十一月の第六回總會

に於て會則の變更あり賛助會員制度を附加し以て本會の主旨に賛同し、その使命の達成に好意を以て後援さるゝ人士の参加を求めることになった。これは本協會が過去の着實なる發展の上に、更にその目的とする本質的な活動への第一歩を踏み出したことを意味する。而して既に數名の賛助會員が登録されたのである。

三、本協會の會員並に役員

本協會々員には

- 一、普通會員
 - 二、賛助會員
 - 三、名譽會員
- の三種がある。

普通會員は産業衛生學の専門家、工場鑛山及その他の事業場の醫務に従事する醫師、工場管理、勞務管理等に従事するもの、其他一般産業衛生の促進に關心を有する人々よりなる。

賛助會員は原則としては産業團體を單位として申込を受ける。この場合申込と同時に一時拂會費金百圓以上或は年額十圓を會費として納めることになつてゐる。(但し個人にして産業衛生の進歩發展従つては勞働者の健康増進事業に對して特別の關心を有し、本協會に厚意を寄せられる人も亦賛助會員として入會することを得る)。

名譽會員は産業衛生の専門家にして本會に功勞ありたるものである。

普通會員及賛助會員は本會の會合に出席し協議に参加し、且つ本協會の事業其他について發言提議すること、また本會の出版物の無償配布を受けることが出来る。尙ほ賛助會員は産業衛生に關する特殊事項に關して調査研究の委囑を申出ることが出来る。

本協會の役員は任期二年で現在は次の諸氏が其任に當つてゐる。(昭和九年七月現在)

理事長	暉峻義等		
理事	原田彦輔	平松眞兵衛	岩田 穰
	鯉沼萌吾	河合六郎	松下正信
	牧 亮吉	宮下耕圃	中川順助
	大西清治	助川 浩	暉峻義等
幹事	石川知福	松島周藏	
			黒田 靜
			古瀬安俊
			松尾 等
			南 俊治
			長濱庫吉
			中村男也
			吉田豊太
			和邇秀恒

四、過去六年間に於ける本協會の事業

過去六年間に本協會の實行して來た仕事を概観すると、産業衛生の科學とその實際的應用とを一層に緊密な關係に導いたことである。尙ほ同時に産業圈内人々相互の理解を深め以て協力的な氣運を醸成したことである。具體的な仕事としては六回の總會を開催したこと、産業衛生及其の實際的應用についてのパンフレット四十四冊を發行して會員並に關係團體に配布したことである。總會は會數、

福岡、大阪(二回)、名古屋、東京等で各三日宛(内一日は見學日)開催され、會議に於ける討議並に研究報告は學界或は此種會合中まれに觀る眞面目なものであることは既に定評のあるところである。尙ほ特記すべき事項は毎總會に際して内務省社會局長官及商工省鑛山局は産業衛生上の主要問題に關する諮問を本會に寄せ、あたかも本協會は産業衛生に關する民間唯一の諮問機關としての役割を果し來つたことである。その答中は常に當局者に於て重要視され、實行にうつされたものも少くはない。

五、本協會の國際的地位

本協會の事業經過は從來ジュネーブの國際勞働局内國際産業衛生委員 (The International Committee of Industrial Hygiene) に通告し國際的の連絡を保つことに努めて居る。尙また本協會役員は同時に國際産業醫學及災害協會の日本委員として國際的に日本を代表して居る。尙ほ此種團體はシカゴ市にその本部を置く米國民安全協會 (The National Safety Council) 並にフランクフルトに本部を有つ獨乙産業衛生協會 (Deutsche Gesellschaft für Gewerbe-Hygiene, 其他英國にも相似のものあり) 等の諸團體とも互に連絡を維持して行くべき責任の立場に在るものである。

六、本協會討議事項

昭和四年の第一回總會以來昭和八年の第六回總會までに總會に於て討議された議題を表示すると次

の如くである。

本協會協議事項一覽 (昭和四年—八年) 註 報告No. は本協會出版パンフレット番號

總會	期日	場所	協議題目	議題提出者	報告
第一回	昭和四年 二月十日	倉敷市	一、内務省社會局案 工場危害豫防及衛生規則案 要綱 二、職工選擇標準に關する件 三、職業的疾患に關する件		産協記要 (昭和四年三月發行)
第二回	昭和四年 十一月七日 八日	大阪市	四、本協議會規則改訂の件 五、工場鑛山に於ける勞働者の健康保持増進に關し最も適切と認めらるる施設如何 六、工場鑛山に於ける呼吸器病及消化器病の豫防に關し最も適切と認めらるる施設如何 七、工場法施行令第七條の傷害扶助料支給に關し昭和二年四月社會局通牒による傷害扶助料査定標準改正意見 八、工場法及び健康保險法に於ける外傷性神經症の取扱に關する疑義 九、妊娠婦人勞働の保護に關する二三の提案	理事會 内務省社會局長官諮問 同 平松眞兵衛 南 俊治 嵯峨義等	No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 21
第三回	昭和五年 十月十四日 十五日 十六日	福岡市	一〇、坑内便所其他糞尿處理に關する施設を最も適切有効ならしむる具體的方法如何 二、産業合理化の實施に際し勞働衛生上考慮を要すべき點如何	商工大臣 諮問 内務省社會局長官諮問	No. 11 No. 9

第四回	昭和六年 十一月十四日 十五日 十六日	名古屋市
<ul style="list-style-type: none"> 一、労働者採用時に於ける體格標準を定むるの可否及び其の方法に關する意見如何 二、工業給食の榮養學的標準に關する問題特に最小限度の榮養決定の件 三、業務上の負傷疾病及び死亡の認定標準例作製の件 四、擺炭場に於ける粉炭塵防止法としては如何なる方法が適當なるか 五、本邦に於ける重要産業の従業員に課すべき體操は如何なる醫學的要素を含むべきや 六、労働者保護上工場醫局の使命を全ふせしむべき方策如何 七、紡織工場に於ける夏期の高温高濕に關する對策如何 八、産業災害防止上特に考慮を要すべき醫學的方策如何 九、工業罹病率の作成に就いて 十、療養期間満了の結核患者の處置に就いて 十一、事業上の負傷又は疾病に對する事業主の負擔すべき療養の程度を決定すべき權威ある方法如何 十二、醫師をして職業的疾患の申告をなさしむる件 十三、妊産婦保護法規改正に關する決議案 	<ul style="list-style-type: none"> 同 林 彦三郎 馬渡 一得 千種 峰藏 	<ul style="list-style-type: none"> No. 9 No. 8, 10 No. 18 No. 19 No. 20-1 No. 20-2
第五回	昭和七年 十一月十日 十一日 十二日	東京市
<ul style="list-style-type: none"> 一、産業労働者採用の體格標準如何 二、従業員に對し採用時並に定期或は臨時に施行する體格検査又は健康診断に關し、各種の産業部門の企業其他に於て、其實行普及と連絡統一を計り、併せて其効果の發揚を期する方策如何 三、業務上負傷疾病並に之が扶助に關する審査機關設置の件 四、工場監督制度を擴充するの件 五、産業衛生講座の設置方を當局に建議するの件 六、労働者最低年齢法改正の件 	<ul style="list-style-type: none"> 白川 玖治 長濱 庫吉 平松 眞兵衛 井口 哲宗 岩田 稔 暉 峻義等 	<ul style="list-style-type: none"> No. 22-1 25, 34, 36 No. 21

八

第六回	昭和八年 十一月二十日 廿一日 廿二日	大阪市
<ul style="list-style-type: none"> 一、労働者採用時に於ける體格標準を定むるの可否及び其の方法に關する意見如何 二、工業給食の榮養學的標準に關する問題特に最小限度の榮養決定の件 三、業務上の負傷疾病及び死亡の認定標準例作製の件 四、擺炭場に於ける粉炭塵防止法としては如何なる方法が適當なるか 五、本邦に於ける重要産業の従業員に課すべき體操は如何なる醫學的要素を含むべきや 六、労働者保護上工場醫局の使命を全ふせしむべき方策如何 七、紡織工場に於ける夏期の高温高濕に關する對策如何 八、産業災害防止上特に考慮を要すべき醫學的方策如何 九、工業罹病率の作成に就いて 十、療養期間満了の結核患者の處置に就いて 十一、事業上の負傷又は疾病に對する事業主の負擔すべき療養の程度を決定すべき權威ある方法如何 十二、醫師をして職業的疾患の申告をなさしむる件 十三、妊産婦保護法規改正に關する決議案 	<ul style="list-style-type: none"> 同 林 彦三郎 馬渡 一得 千種 峰藏 	<ul style="list-style-type: none"> No. 9 No. 8, 10 No. 18 No. 19 No. 20-1 No. 20-2
第七回	昭和四年 二月十日	倉敷市
<ul style="list-style-type: none"> 一、労働者採用時に於ける體格標準を定むるの可否及び其の方法に關する意見如何 二、工業給食の榮養學的標準に關する問題特に最小限度の榮養決定の件 三、業務上の負傷疾病及び死亡の認定標準例作製の件 四、擺炭場に於ける粉炭塵防止法としては如何なる方法が適當なるか 五、本邦に於ける重要産業の従業員に課すべき體操は如何なる醫學的要素を含むべきや 六、労働者保護上工場醫局の使命を全ふせしむべき方策如何 七、紡織工場に於ける夏期の高温高濕に關する對策如何 八、産業災害防止上特に考慮を要すべき醫學的方策如何 九、工業罹病率の作成に就いて 十、療養期間満了の結核患者の處置に就いて 十一、事業上の負傷又は疾病に對する事業主の負擔すべき療養の程度を決定すべき權威ある方法如何 十二、醫師をして職業的疾患の申告をなさしむる件 十三、妊産婦保護法規改正に關する決議案 	<ul style="list-style-type: none"> 同 林 彦三郎 馬渡 一得 千種 峰藏 	<ul style="list-style-type: none"> No. 9 No. 8, 10 No. 18 No. 19 No. 20-1 No. 20-2

七、本協會總會に於ける講演並に報告

第一回總會以來本協會總會席上に講演或は報告された題目並に演者を一覽に供すると次表の如くである。

本協會講演並に宿題報告一覽 (昭和四年—八年)

總會	期	日	場	所	演	題	講演者 或は報告者	備考
第一回	昭和四年	二月十日	倉敷市					

九

第二回	昭和四年 十一月七日 八日	大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 一、採用時に於ける結核性體質者の診断及び淘汰 二、鑛山及び炭山に於ける十二指腸癌の豫防並に其職業的疾患としての疑義 三、職工採用の標準に就て<small>（身體的方面 精神的方面）</small> 四、製糸工場の水蟲の發生原因並に其対策 五、工場法及び健康保險法に於ける外傷性神經症の取扱に關する疑義 六、工場鑛山醫局の組織及機能 七、健康保險の實施が醫業に及ぼしたる影響 八、職業と視力 九、工場労働に於ける妊婦及産婦の保護問題 一〇、工場法及健康保險法に於ける外傷性神經症の取扱に關する疑義 イ、重工業に於ける願望神經症 ロ、陸海軍に於ける願望神經症 ハ、健康保險及び工場法に於ける願望神經症 ニ、小委員會主催打合會經過報告並に小委員會決議報告 二、業務上の負傷疾病及び死亡の認定標準例作製の件 	今村荒男 特別講演 松下正信 宿題報告 石川知福 同 桐原葆見 同 八木卓爾 同 高折茂 特別講演 南俊治 宿題報告 古瀬安俊 特別講演 小口忠太 同 曜峻義等 宿題報告 河合五郎 同 植村秀一 同 岩田穰 同 高折茂 同 大西清治 同
第三回	昭和五年 十月十四日 十五日 十六日	福岡市		
第四回	昭和六年 十一月十四日 十五日 十六日	名古屋市		

第五回	昭和七年 十一月十日 十一日 十二日	東京市	<ul style="list-style-type: none"> 三、工場給食の營養學的標準に關する問題特に最小標準決定の件 三、工場鑛山醫局の組織及機能 二四、災害豫防に關する事項 <ul style="list-style-type: none"> イ、傷痍疾病と災害前状態との關係に就いて ロ、産業災害統計に就いて ハ、災害と心的態度並に災害頻發性素質に就いて ニ、物的方面より見たる工場災害 ホ、災害豫防運動の動向 二五、生理學上有害なる作業場の高湿度高湿度限界如何に關する報告及び討議 イ、本邦纖維工業に於ける各種作業場の温湿度に就いて ロ、煉業者並に鍛壓業者の皮膚温度に就いて ハ、石炭鑛坑内作業場の温度湿度通氣量並に冷却力に就いて ニ、紡織女工手の夏期作業室に於ける體温と脈搏に就いて ホ、高温中に於ける作業の身體に及ぼす影響に就いて ヘ、高温高濕の個所に作業する鐵道工場従業員の身體的障害に就いて 	松島周藏 同 南俊治 同 和邇秀恒 宿題報告 八木高次 同 上野義雄 同 武田晴爾 同 蒲生俊文 同 助川新次 同 勝木新次 同 平松眞兵衛 同 松下正信 同 川上六馬 同 鈴木和夫 同 梅崎松實 同 井口哲宗 同
-----	-----------------------------	-----	--	---

三	工場鑛山醫局の組織及び機能 (No. 7)	南 俊治	同	六年二月	第三回總會宿題報告
二	第三回産業衛生協議會議事録並に記録 (No. 8)	理事 長	同	六年二月	
一	第三回總會に於ける社會局長官諮問「産業合理化の實施に際し労働衛生上考慮を要すべき點如何並に労働者採用時に於ける體格標準を定むるの可否及其方法に關する意見如何」に對する答申 (No. 9)	理事 長	同	六年二月	
二	鑛夫十二指腸蟲病に關する決議 (No. 10)	理事 長	同	六年三月	
三	産業衛生協議會規則 (昭和五年十月改正)	理事 長	同	六年十一月	
四	第三回總會に於ける商工大臣諮問「坑内便所其他糞尿處理に關する施設を最も適切有効ならしむる具體的方法如何」に對する答申 (No. 11)	理事 長	同	六年十二月	
五	會員名簿 (昭和六年十二月末日現在)	古瀬 安俊	同	七年一月	第四回總會特別講演
六	健康保險の醫業に及ぼしたる影響 (No. 12)	小口 忠太	同	七年三月	同
七	職業と視力 (No. 13)	高折 茂	同	七年三月	同
八	外傷性神經症に關する小委員會報告	河合 六郎	同	七年三月	同
九	附 金屬工業に於ける願望神經症 陸海軍に於ける願望神經症 (No. 14)	植村 秀一	同	七年三月	同
一〇	工場醫局の組織及機能に關する小委員會報告	南 俊治	同	七年三月	同
一一	附 工場醫局の組織及機能 (No. 15)	川上 六馬	同	七年三月	同
一二	第四回産業衛生協議會議事録 (No. 16)	理事 長	同	七年五月	同
一三	外傷性神經症に關する決議 (No. 17)	理事 長	同	七年五月	同
一四	第四回産業衛生協議會に對する社會局長官諮問「労働者保護上工場醫局の使命を全うせしむべき方策如何」に對する答申 (No. 18)	理事 長	同	七年五月	同
一五					

一六	日本産業衛生協會規則 (昭和七年十一月改正)	理事 長	同	七年五月	
一七	會員名簿 (昭和七年十二月現在)	理事 長	同	七年五月	
一八	第五回日本産業衛生協議會議事録 (No. 20)	理事 長	同	七年五月	
一九	妊娠婦保護法規改正に關する決議 (No. 21)	和邇 秀恒	同	七年十二月	第五回總會宿題報告
二〇	傷痍疾病と災害前狀態との關係に就いて (No. 22)	八木 高次	同	七年十二月	上
二一	産業災害統計に就いて (No. 23)	上野 義雄	同	七年十二月	上
二二	災害と心的態度並に災害頻發性素質に就いて (No. 24)	蒲生 俊文	同	七年十二月	上
二三	災害豫防運動の動向 (No. 25)	鈴木 和夫	同	七年十二月	上
二四	高温中に於ける作業の身體に及ぼす影響に就いて (No. 26)	梅崎 松實	同	八年三月	上
二五	本邦纖維工業に於ける各種作業場の温湿度	助川 新次	同	八年三月	上
二六	第一報 縮紡織作業者の快感温度 (No. 27)	勝木 新次	同	八年三月	上
二七	石炭鑛坑内作業場の温度湿度並に冷却力に就いて (No. 28)	松下 正信	同	八年三月	上
二八	紡績女工手の夏季作業室に於ける體温と脈搏に就いて (No. 29)	川上 六馬	同	八年三月	上
二九	作業環境の温湿度と精神機能 (No. 30)	桐原 葆見	同	八年三月	上
三〇	爐作業者並に鍛壓作業者の皮膚温度に就いて (No. 31)	平松 眞兵衛	同	八年三月	上

四	重工業に於て高温が身體に及ぼす影響の臨牀的觀察 (No. 32)	黒田 靜	同	八年三月	同	上
三	高温高濕の個所に作業する鐵道工場従業員の身體的障害に就て (No. 33)	井口 哲宗	同	八年三月	同	上
三	物的方面より見たる工場災害 (No. 34)	武田 晴爾	同	八年三月	同	上
四	工場内温濕度及換氣に關する諸外國の法規 (No. 35)	勝木 新次	同	八年五月	同	上
四	第五回日本産業衛生協會に於ける社會局長官諮問「産業災害豫防上特に考慮を要すべき醫學的方策如何」に對する答申 (No. 36)	理事 長	同	八年五月	同	上
四	産業労働者採用時の現行身體検査標準に就いての概観 (No. 37)	石川 知福	同	八年十一月		
五	第六回日本産業衛生協會總會に於ける社會局長官諮問「労働者の肺結核豫防上適當なる施設如何」に對する答申 附 一、國際労働會議に専門技術者派遣に關する建議書 二、工場監督制度擴充に關する決議 (No. 38)		同	九年五月		
六	第六回日本産業衛生協會總會議事録 (No. 39)	松下 正信	同	九年五月		
六	石炭鑛坑内作業場の深度大氣狀況が作業能率に及ぼす影響に就て 附 冷却力と深度との關係 (No. 40)	鈴木 和夫	同	九年五月		
五	急性熱中症に關する實驗的研究 (No. 41)	石川 知福	同	九年五月		
五	鑛肺に就いて 病理的方面 (No. 42)	馬渡 一得	同	九年五月		
五	鑛肺に就いて 臨牀的方面 (No. 43)	和爾 秀恒	同	九年五月		
五	災害類發性に就いて 醫學的方面 (No. 44)					

附 録

日本産業衛生協會規則

(昭和八年十一月改正)

第一章 名稱及事務所

- 第一條 本會ハ日本産業衛生協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ事務所ハ當分ノ内「倉敷市倉敷労働科學研究所内」ニ置ク

第二章 目的及事業

- 第三條 本會ハ産業衛生ノ進歩改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ其ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、産業衛生ニ關スル問題ノ調査研究並ニ協議
 - 二、産業關係ノ諸法規中特ニ醫事衛生ニ關スル事項ノ實施及ビ改善ニツキ妥當且ツ有効ナル促進ヲ圖ルコト
 - 三、出版及ビ機關雜誌ノ發行
 - 四、講演會講習會等ノ開催

第三章 會員

第五條 會員ハ左記三種トス

- 一、名譽會員 産業衛生ノ専門家ニシテ本會ニ功勞アリシモノ
 - 二、普通會員 本會ノ主旨ヲ賛同スル産業衛生ノ専門家及ビ之ニ密接ナル關係ヲ有スルモノ
 - 三、贊助會員 事業團體ニシテ本會ノ主旨ヲ贊助スルモノ
- 會員ハ無償ニテ本會發行ノ印刷物ノ配布ヲ受クルモノトス
贊助會員ハ産業衛生ニ關スル特殊事項ニ關シ調査研究ヲ委囑スルコトヲ得 但シ此ノ場合ニ於テハ理事會ニ附議スルモノトス

第四章 役員

第六條

本會ニ役員トシテ理事若干名幹事二名ヲ置ク
理事ハ普通會員中ヨリ選舉ス 但シ總會ノ決議ニヨリ他ノ方法ニヨルコトヲ得
幹事ハ理事ノ推薦ニヨリテ定ム

第七條

理事任期中缺員ヲ生シタルトキ補缺ハ理事長ノ指名ニヨルコトヲ得
本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得
理事ハ理事會ヲ組織シテ會務ヲ統轄ス

第八條

理事會ハ理事長一名ヲ互選ニ依リテ定ム
理事長ハ本會ヲ代表ス

第九條

幹事ハ理事會ノ指示ヲ受ケテ會務ヲ處理ス
役員ノ任期ハ二ケ年トシ再選ヲ妨グズ 但シ次期ノ役員就任スルマデハ其任ニアルモノトス

第五章 總會

第十條

本會ハ毎年一回通常總會ヲ開ク

第十一條

總會ニ於テハ理事會ノ提出シタル議案其他必要事項ニ付キ決議ス
總會ノ議長ハ出席會員中ヨリ推薦ス
議長ハ總會ヲ司會ス

第十二條

理事會ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ會員ノ請求アリテ理事會コレヲ適當ト認メタル場合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十三條

總會ニ於テハ會務ノ處理及ビ委員會ノ經過ヲ報告ス

第十四條

總會ノ議事ハ出席會員過半數ノ賛成ヲ以テコレヲ決ス 但シ外部ニ發表スベキ本會ノ意見ハ出席會員三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テコレヲ決ス

第十五條

總會ニハ傍聽ヲ許ス 傍聽者ハ議長ノ許可ヲ得テ發言スルコトヲ得 但シ決議ニ加ハルコトヲ得ズ

第六章 委員 會

第十六條 委員會ハ總會ノ決議ニヨリ理事會之ヲ定ム
第十七條 委員會ハ總會ノ決議ニヨル事項ヲ調査審議ス

第七章 會 計

第十八條 本會ノ經費ハ會費及ビ理事會ノ承認シタル寄附金ヲ以テコレヲ支辨ス
第十九條 本會ノ會費ハ左ノ如クス

一、普通會員 毎年貳圓
二、贊助會員 毎年拾圓又ハ一時金百圓以上
第二十條 本會ノ會計決算ハ曆年度ヲ以テ打チ切り次回ノ總會ニ於テ報告スルモノトス

第八章 他團體トノ連絡

第二十一條 本會ハ其目的ニ合致スル他ノ内外ノ團體ト連絡協力ス

第九章 規則ノ變更

第二十二條 本規則ハ理事會ノ決議ヲ經タル上總會ニ於ケル出席會員三分二以上ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ
(以上)

昭和九年六月二十五日印刷
昭和九年七月一日發行

(非賣品)

日本産業衛生協會

事務所 岡山縣倉敷市

倉敷勞働科學研究所内
(振替大阪七〇一三三番)

岡山市東中山下一二三

印刷人 村本万龜男

岡山市東中山下一二三

印刷所 研精堂印刷所

終

